

資 料

フランス法研究 5

フランス金融安全法による監督機関の現代化
—金融の安全に関する2003年8月1日の法律第706号—

早稲田大学フランス法研究会
(代表 中村紘一)
白 石 智 則

〔解 説〕

1 はじめに

2 立法過程

3 金融市場機関（AMF）の創設

4 保険企業・与信機関・投資サービス
企業に関する監督機関の整理・統合

5 おわりに

〔付 表〕

〔解 説〕

1 はじめに

エンロン事件に代表される一連の金融スキャンダルは、世界的規模において、金融・資本市場に対する信頼を大きく損なわせた。その信頼を取り戻すために、アメリカでは、2002年7月30日、企業改革を強力に推し進めるサーベンス・オクスレー法が制定されたが、同じくフランスにおいても、その約1年後に、市場と企業に関する法制度の大改革が行われた。それが、「金融の安全に関する2003年8月1日の法律第706号」⁽¹⁾、いわゆる「金融安全法 (loi Sécurité financière)」である。

(1) Loi n° 2003-706 du 1^{er} août 2003 sur la sécurité financière (J. O. du 2 août 2003, p. 13220). なお、フランス金融安全法については、著書として、*Le droit des sociétés pour 2004, Des lois initiative économique et Sécurité financière aux réformes annoncées*, Dalloz, 2004, および、Hubert de Vauplane et Jean-Jacques Daigre, *La loi sur la sécurité financière*, Revue Banque, 2004 が存

金融安全法は、「監督機関の現代化」、「投資者および被保険者の安全」および「計算書類の法定監査の現代化と透明性」の3点を柱として、商法典、通貨金融法典、保険法典等の多くの規定を改正している。「投資者および被保険者の安全」としては、訪問勧誘 (démarchage) 規制の改革、金融投資顧問業者 (conseiller en investissements financiers) に対する規制の創設、有価証券集合投資機構 (OPCVM) に関する規定の改正など、「計算書類の法定監査の現代化と透明性」としては、会計監査役職高等評議会 (Haut conseil du commissariat aux comptes) の創設、会計監査役に対する検査の強化、会計監査役の独立性の強化、開示情報の拡充など、いくつもの重要な改正が行われているが、本稿では金融安全法第1章による「監督機関の現代化」についてのみ紹介する。

この「監督機関の現代化」とは、証券、銀行、保険等に関する各種の監督機関を統合・整理・強化することであり、証券取引委員会 (COB: Commission des opérations de bourse)、金融市場評議会 (CMF: Conseil des marchés financiers) および金融運用業懲戒委員会 (CDGF: Conseil de discipline de la gestion financière) の3機関を統合した金融市場機関 (AMF: Autorité des marchés financiers)⁽²⁾の創設がその中心である。

イギリスの金融サービス機構 (FSA: Financial Services Authority)⁽³⁾、ド

在するほか、多くの雑誌において特集が組まれている。また、同法は、鳥山恭一「海外金融法の動向 (フランス)」金融法研究19号 (2003) 132頁、20号 (2004) 134頁以下、中川美佐子「フランスにおけるコーポレート・ガバナンスに関する一考察」際商31巻11号 (2003) 1521頁以下、橋本明「新経済規制法以降のフランス会社法改正」フランス実務情報 (在仏日本商工会議所) 2004年2月号7頁以下、奥山裕之「フランスの金融安全法」レファレンス637号 (2004) 63頁以下において紹介されている。

- (2) 《marché financier》は、本稿ではこれを「金融市場」と訳しているが、厳密には、株式、社債、国債等の、流通可能な長期資本の市場 (長期金融市場) のことであり、短期・中期資本の市場である《marché monétaire》と区別されるものである (Blanche Sousi-Roubi, *Lexique de la banque et des marchés financiers*, 5^e éd., Dalloz, 2001, p. 159 et 161)。

- (3) 2000年6月14日の金融サービス市場法により、証券投資委員会 (SIB) を母体とするFSAに、各種の自主規制機関が統合された。FSAが規制する業務は特定の投資物件 (investment) に関して業として行われる特定の行為であり、その投資物件には証券、保険契約、預金などが含まれる。イギリスのFSAについては、例えば、河村賢治「英国金融サービス市場法の概要と日本

ドイツの連邦金融サービス監督庁（BAFin: Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）⁽⁴⁾など、現在、金融監督機関の統合は世界的な潮流となっている⁽⁵⁾。その統合は、監督機関の単なる合理化ではない。多様な金融商品それぞれについての規制の不備・不公平をなくすための包括的な資本市場法制を目指すにあたって、包括的な権限を有する監督機関の創設はその前提となるのである。

なお、本稿では、金融安全法により変更された法制度を解説するにあたって、金融安全法の条文ではなく、同法によって改正された通貨金融法典⁽⁶⁾、商法典その他の法律の条文を引用するものとする。また、通貨金融法典についてはその法典名を省略する。

2 立法過程

金融監督機関の統合は、経済大臣の主導により2000年に発案され、2001年2月に「金融監督機関の改革に関する政府提出法律案」⁽⁷⁾という独自の法律案として国民議会に提出された。この法律案は結局失効してしまったが、①機関構成を単純化して発行者、投資者および業者に単一の窓口を提供すること⁽⁸⁾、②ヨーロッパレベルおよび国際レベルにおける発言を一本化すること、③COB

法への示唆」日本資産流動化研究所『資産流動化と投資家保護に関する調査報告書第二分冊』（2002）32頁以下を参照。

- (4) 2002年4月22日の金融サービス監督統合法により、信用制度監督局（BAKred）、保険制度監督局（BAV）および証券取引監督局（BAWe）が統合して創設された機関である。ドイツのBAFinについては、正井章彦・菊田秀雄「ドイツにおける金融サービスに対する監督の統合」際商31巻8号（2003）1086頁以下を参照。
- (5) そのほか、オーストリア、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン、チェコにおいても単一の金融監督機関が創設されたという（Jean-Jacques Daigre, *La complexité de l'architecture institutionnelle du secteur financier en France*, *Droit et Patrimoine* 2003, n° 121, p. 61）。
- (6) 通貨金融法典については、鳥山・前掲注(1)19号125頁以下を参照。また、有利浩一郎氏のウェブサイト（<http://www.geocities.co.jp/WallStreet/5178/nouvplan.html>）において金融安全法による改正後の通貨金融法典の全訳が公表されている。
- (7) *Projet de loi, Assemblée nationale*, n° 2920 (11^e législateur)。
- (8) とくに、COBとCMFとの権限分配が不明瞭であることからこの単一の窓口が必要とされた。

による行政上の制裁権の行使から生じる手続上の問題を最終的に解決すること、④インサイダー取引および市場操作（市場阻害行為）に関する2003年1月28日のECディレクティブ⁽⁹⁾が単一の行政機関の創設を要請していることなどから、金融監督機関の統合それ自体が必要であることは広く認識されており⁽¹⁰⁾、その改革は新政権の課題とされていた。

こうして、2003年2月5日、金融監督機関の統合も盛り込んだ金融安全法の法律案が、Jean-Pierre Raffarin 首相の名において、Francis Mer 経済・金融・産業大臣により提出された⁽¹¹⁾。この法律案は、2003年3月20日に元老院第1読会⁽¹²⁾、2003年5月6日に国民議会第1読会⁽¹³⁾、2003年6月5日に元老院第2読会⁽¹⁴⁾によってそれぞれ修正のうえで採択され、2003年7月17日に国民議会第2読会によって最終的に採択された⁽¹⁵⁾。同法律案は、「金融の安全に関する2003年8月1日の法律第706号」として公布され、その後「金融市場機関に関する2003年11月21日のデクレ第1109号」（以下、2003年デクレとする）⁽¹⁶⁾も制定されている。

3 金融市場機関（AMF）の創設

金融安全法第1章第1節では、COB（旧 L. 621-1 条以下）⁽¹⁷⁾、CMF（旧 L.

(9) Directive 2003/6/CE du Parlement européen et du Conseil du 28 janvier 2003 sur les opérations d'initiés et les manipulations de marché (abus de marché). その11条1項は、「各加盟国は、司法機関の権限を害さない限りにおいて、本ディレクティブに従って採択された規定を適用するために権限を有する単一の行政機関を指定するものとする」と規定している。

(10) Jean-Jacques Daigre, La création de l'autorité des marchés financiers, *Rev. soc.* 2003, p. 824.

(11) Projet de loi, Sénat, n° 166 (2002-2003).

(12) Projet de loi, adopté par le Sénat, Texte adopté n° 92 (2002-2003).

(13) Projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, Texte adopté n° 133 (12^e législateur).

(14) Projet de loi, adopté par le Sénat, Texte adopté n° 119 (2002-2003).

(15) Projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, Texte adopté n° 178 (12^e législateur). なお、国民議会第2読会による採択後その法律案は憲法院に提訴され、第139条が違憲であるとして削除された (Décision du Conseil constitutionnel n° 2003-479 DC du 30 Juillet 2003)。

(16) Décret n° 2003-1109 du 21 novembre 2003 relatif à l'Autorité des marchés financiers (*J. O.* du 23 novembre 2003, p. 19904).

622-1条以下)⁽¹⁸⁾およびCDGF（旧L. 623-1条以下)⁽¹⁹⁾を統合して、新たにAMFを創設している（L. 621-1条以下)⁽²⁰⁾。この統合については概ね評価されているが、一部では、AMFの負担増というリスクと、業者側からの独立性が不十分な場合には一般的な利益と業者側の利益との間で利益相反が生じるというリスクがあると指摘する者もいる⁽²¹⁾。

-
- (17) COBは、アメリカ合衆国のSECに倣って1967年7月28日のオルドナンス第833号によって創設された、公募されている金融手段その他の投資物件に投資された資金の保護、投資者に対する情報提供および金融手段市場の適切な運営を監視することを任務とする独立行政機関である（旧L. 621-1条1項）。COBについては、荒谷裕子「フランスの証券取引委員会〔上〕〔下〕」商事1306号（1992）7頁以下、1307号（1992）9頁以下、井上明「諸外国における監視・監督機構—フランス」金判907号（1993）55頁以下を参照。なお、1967年のオルドナンスについては、『外国証券関係法令集 フランス』（日本証券経済研究所、1979）69頁以下にその翻訳が掲載されている。
- (18) CMFは、金融業の現代化に関する1996年7月2日の法律第597号によって創設された法人格を有する職業機関（*autorité professionnelle*）である（旧L. 622-1条1項）。CMFは私法上の職業監督機関であり、CMFに与えられた公役務（*service public*）としての任務をもって、CMFを、国または公施設法人の役務としての性格を有するものということではできないとされる（Paris, 11 juin 1997, *Bull. Joly Bourse* 1997, p. 750, note N. Rontchevski）。CMFは、投資サービス提供者等が順守しなければならない適正行為ルール、投資サービス提供者の認可の条件、規制市場の組織と運営などを一般規則により定めることができた（旧L. 622-7条）。簡単に言えば、COBが規制市場の透明性を担当する機関であったのに対して、CMFは規制市場の安全性を担当する機関であった（Daigre, *op. cit.* (note 10), p. 824）。もともと、CMFは、1983年に創設された商品先物市場委員会（COMT: *Commission des marchés à terme de marchandises*）と1985年に創設された金融先物市場評議会（*Conseil du Matif*）が1987年に統合して創設された先物取引評議会（CMT: *Conseil de marché à terme*）が、さらに1988年に創設された証券取引所評議会（CBV: *Conseil des bourse de valeurs*）と統合して創設されたものである。CBVとCMTについては、井上・前掲注（17）59頁以下を参照。
- (19) CDGFは、金融市場の安全性および透明性に関する1989年8月2日の法律第531号によって創設された、有価証券集合投資機構（OPCVM）に適用される法令の違反、株主または持分の保有者である委託者の利益を害しうる職業実務ルールの違反に制裁を課す権限を有する機関である（旧L. 623-2条）。
- (20) 正確には、COBがAMFとなり、CMFおよびCDGFがこれまで有していた権限を与えられている。
- (21) Pierre-Henri Conac, *La fusion de la COB et du CMF*, *Mélanges AEBDF*

(1) AMF の任務

AMF の任務は、これまでの COB の任務と同じく、①公募された金融手段 (instruments financiers)⁽²²⁾ およびその他すべての投資物件 (placements) に投資された資金の保護、②投資者に対する情報提供、③金融手段市場の適切な運営という 3 点を監視することである (L. 621-1 条)。AMF においては、さらに、「ヨーロッパレベルおよび国際レベルにおける金融手段市場の規制に協力すること」という任務が新たに追加されているが (同条)⁽²³⁾、これはこれまでの COB の実務を追認するものに過ぎない⁽²⁴⁾。

(2) AMF の組織

これまでの COB が独立行政機関 (autorité administrative indépendante)⁽²⁵⁾であったのに対し、AMF は法人格を有する独立公的機関

-*France III*, Banque éditeur, 2001, n° 15 et suiv., p. 67 et suiv. また, Conac は, COB と CMF の間に存在していた競争心 (émulation) が消滅すること惜しんでいる (n° 18, p. 68)。

- (22) 機関または企業が必要な資金を調達するためのすべての金融商品 (produit financier) のうちの一定のもの (Olivier Coispeau, *Dictionnaire de la Bourse et des Termes Financiers*, 4^e éd., Séfi, 2001, p. 269)。その種類は通貨金融法典 L. 211-1 条に列挙されている。同条によれば、①資本または議決権を直接または間接に有することになる証券 (株式等)、②発行者の債権を表章する債権証券 (社債等)、③集合投資機構の持分・株式、④先物金融手段、⑤外国法にもとづいて発行された①～④の金融手段に相当するものが金融手段とされる。
- (23) 具体的には、ヨーロッパ有価証券委員会 (ESC: European Securities committee / Comité européen des valeurs mobilières)、証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions / Organisation internationale des commissions de valeurs)、金融安定フォーラム (Financial Stabilisation Forum / Forum de stabilité financière) 等への参加が想定されている (Exposé des motifs, Projet de loi, Sénat, n° 166 (2002-2003))。
- (24) Daigre, *op. cit.* (note 10), p. 827. なお, CMF の任務については、これまで明確に定義されていたわけではなく、その権限等から導かれる任務は COB の任務に含まれると考えられることから、AMF の任務は単純に COB の任務を引き継いだものになっている (*Ibid.*)。
- (25) 独立行政機関とは、「自らの管轄権限の領域において権利自由の保護の職務

(*autorité publique indépendante*) であるとされている (L. 621-1 条)。この独立公的機関という法形態はかなり斬新なものであり⁽²⁶⁾、フランス銀行と同じ公法上の特殊な法人 (*personne morale de droit public sui generis*) として位置づけられている⁽²⁷⁾。国家に対する独立性は独立行政機関よりも強化されており、自ら裁判上または裁判外の行為の主体となり、その行為について自ら完全な責任を負うことになる⁽²⁸⁾。財務上の独立性も確保されており、AMF の予算は、事務局長 (*secrétaire général*) の提案にもとづいて理事会により決定され (L. 621-5-2 条 1 項)、AMF の監督に服する者が支払う手数料 (*droit*) および負担金 (*contribution*) によって賄われる (L. 621-5-2 条 2 項, L. 621-5-3 条)⁽²⁹⁾。

AMF は、主として理事会 (*collège*) および制裁委員会 (*commission des sanctions*) から構成されるが、必要な場合にはさらに特別委員会 (*commission spécialisée*) と、諮問委員会 (*commission consultative*) を設けることができる (L. 621-2 条 I 第 1 項, 2003 年デクレ 1 条)。

理事会は、AMF が有する権限を行使する機関であり (同条 I 第 2 項)、大統領のデクレにより任命される理事長 (*président*) 1 名⁽³⁰⁾と理事 15 名⁽³¹⁾の全

を十全に果たすことができるように、国家に対する独立性を確保しようとする設置規定を有する行政機関」のことである (中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』(三省堂, 第 2 版, 2002) 34 頁)。例としては、これまでの COB のほか、競争評議会 (*Conseil de la concurrence*)、情報と自由に関する全国委員会 (*Commission nationale de l'informatique et des libertés*) などが挙げられる。

(26) Grégory Damy, *La loi de sécurité financière: une consécration de l'unification de la régulation boursière au profit de l'Autorité des marchés financiers*, *Gazette du palais*, 2003, p. 2771.

(27) *Exposé des motifs*, *op. cit.* (note 23).

(28) これに対し、独立行政機関であったこれまでの COB は、「刑事裁判所を除くすべての裁判において国家の名で行為する資格を有する」(旧 L. 621-1 条 2 項)とされ、そのフォートについては国家が責任を負っていた (Hubert de Vauplane et Jean-Pierre Bornet, *Droit des marchés financiers*, 3^e éd., Litec, 2001, n° 169, p. 181.)。

(29) COB においても、1984 年 12 月 29 日の法律第 1208 号 (1985 年度予算法律) によって国の予算から独立し、金融市場の安全性および透明性に関する 1989 年 8 月 2 日の法律第 531 号によって国による支出の事前コントロールが廃止されるなど、財務上の独立性もある程度は確保されていた。

(30) 2004 年 4 月現在の理事長は、1995 年から 2002 年まで COB の委員長を務めた

16名によって構成される（同条Ⅱ第1項）⁽³²⁾。理事長は、すべての裁判において AMF の名で行為する資格を有し、その任期は 5 年で再任は認められない（同条Ⅱ第4項）。理事の任期も 5 年であるが、1 度だけ再任が認められる（同条Ⅱ第5項）。理事会は、2 年半ごとにその半数が改選される（同条Ⅱ第7項）⁽³³⁾。理事会は、事務局長⁽³⁴⁾が指揮する各部局（services）による補佐を受ける（L. 621-5-1 条1項）。

理事会は、個別的に適用される決定（décision）を行うために、内部に特別委員会を設けてこの決定を授権することができる⁽³⁵⁾。特別委員会の委員長は理事長が務める（同条Ⅲ第1項）。また、理事会は、この決定の準備を行うために、同委員会が任命する専門家によって構成される諮問委員会を設けることもできる（同条Ⅲ第2項）。

制裁委員会は、後述する制裁処分を言い渡すことのみを任務とする委員会であり、理事会の委員とは別の12名の委員⁽³⁶⁾から構成される（同条Ⅳ第1項・

Michel Prada 氏である。

- (31) コンセイユ・データ評定官 1 名、破毀院裁判官 1 名、会計検査院の主任評定官 1 名、フランス銀行代表 1 名、国家会計審議会委員長 1 名、金融および司法についての有識者・経験者 9 名（3 名については元老院議長、国民議会議長および経済社会評議会会長により、残りの 6 名については、経済担当大臣により、公募会社・投資サービス提供者等の規制対象者と協議した後に選任される）、株主である労働者の代表 1 名の計 15 名であり、公権力の代表者と規制対象者とのバランスが図られている（Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23)）。
- (32) これに対し、これまでの COB は 10 名、CMF は 16 名、CDGF は 9 名の委員から構成されていた（旧 L. 621-2 条 1 項、旧 L. 622-1 条 2 項、旧 L. 623-1 条 1 項）。
- (33) これまでの任期は、COB および CMF の委員が 4 年、COB の委員長が 6 年であった（L. 621-2 条 2 項・5 項、旧 L. 622-1 条 2 項）。半数の改選については、職務の中断を避けるためにこれまでの CMF の制度（旧 L. 622-1 条 6 項）に倣ったものである（Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23)）。
- (34) 事務局長は、理事会で審理された後に理事長によって任命される。この任命については経済担当大臣の認可を受けなければならない（L. 621-5-1 条 1 項）。2004 年 4 月現在の事務局長は Gérard Rameix 氏である。
- (35) 例えば、認可委員会、公開申込（株式公開買付（OPA）等）に関する委員会などが想定されるという（Daigre, *op. cit.* (note 23), p. 831）。
- (36) コンセイユ・データ評定官 2 名、破毀院裁判官 2 名、金融および司法についての有識者・経験者 6 名、投資サービス提供者等の労働者の代表 2 名の計 12 名である。

2 項・5 項)。制裁委員会の委員長は、コンセイユ・データ評定官または破産院裁判官から選出された委員の中から制裁委員会の全委員の互選によって決定される（同条Ⅳ第 3 項）。任期、再任および改選については理事会の理事と同じである（同条Ⅳ第 6 項・8 項）。

また、AMF には、経済担当大臣によって指名される 1 名の政府委員（*commissaire du Gouvernement*）が置かれている（L. 621-3 条Ⅰ）⁽³⁷⁾。政府委員は、議決権は有しないものの、制裁委員会の決定の場合を除いたすべての会議に参加することができ、さらに、制裁以外については審議のやり直しを請求することができる（同条Ⅰ）。この政府委員制度は、国が AMF にかなりの権限を委ねた対価として設けられたという⁽³⁸⁾。

AMF のすべての理事は、自らの利害関係、経済・金融業における職務、取締役等の法人役員の兼任状況について、任命前 2 年間のものだけではなく将来予測されるものについても理事長に通知する義務を負い、自らが利害関係を有する事項については審議に参加することができない（L. 621-4 条Ⅰ第 1 項・3 項）。また、職業上の守秘義務も負っている（同条Ⅱ）⁽³⁹⁾。

（3）AMF の権限

AMF の権限は、これまでの COB、CMF および CDGF の権限をあわせたものであり、その内容は多岐にわたるため、ここでは通貨金融法典の分類にしたがって解説する。

（a）規則制定権

AMF は、その任務を遂行するために、一般規則（*règlement général*）を制定することができる（L. 621-6 条 1 項）⁽⁴⁰⁾。経済担当大臣のアレテによる認

（37）政府委員は、CMF と CDGF についてはこれまでも置かれていたが、COB については、金融市場の安全性および透明性に関する 1989 年 8 月 2 日の法律第 531 号によって置かれなくなっていた。

（38）*Exposé des motifs, op. cit.* (note 23)。

（39）職業上の守秘義務については、理事のみならず、AMF の職員（*personnels*）、係員（*préposés*）、諮問委員会に任命された専門家に対しても課せられている（L. 621-4 条Ⅱ第 1 項）。この義務に違反した者は、1 年以下の拘禁刑または 10 万フラン以下の罰金刑に処せられる（L. 642-1 条、刑法典 L. 226-13 条）。

（40）これまでの COB による個別の規則（*règlements*）ではなく、CMF と同様の一般規則とされたことにより、AMF は規則を単一化・体系化する必要に迫られる（*Daigre, op. cit.* (note 10), p. 827）。

可 (homologation) を受けた後に、フランス共和国官報において公布される (同条同項)。この一般規則は、これまでの COB の規則と CMF の一般規則を統合したものであるが、CMF の一般規則について要求されていたフランス銀行からの事前の意見聴取は要件とされていない⁽⁴¹⁾。一般規則によって定めるものとされる事項については通貨金融法典 L. 621-7 条⁽⁴²⁾に例示列举されているが⁽⁴³⁾、とくに金融投資顧問および金融アナリスト (analyste financier) に対する規制を含めている点がこれまでの COB および CMF の規則とは異なるところである。

そのほか、AMF は、一般規則の適用およびその他の権限の行使について個

(41) AMF の委員の中にフランス銀行の代表者が存在するためである (Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23))。

(42) 同条は、AMF の一般規則がとくに定めるものとして、公募発行者に課される職業実務ルール、および、公募された金融手段についての取引において順守されなければならないルール (I)、公募発行された金融手段の取得についての公開申込 (株式公開買付 (OPA) 等) に関するルール (II)、適正行為ルール (*règles de bonne conduite*)、および、投資サービス提供者等の規制対象者 (L. 621-9 条 II に定める者 (後掲注 (44) を参照)) がいかなるときも順守しなければならない、かつ、サービスを受ける者の金融に関する知見を考慮するものでなければならないその他の職業上の義務 (III)、投資サービス提供者、市場運営企業、規制市場の参加者、清算機構およびその加盟者に関するさまざまな条件 (IV)、第三者のためのポートフォリオ運用業および集合投資機構に関するさまざまな認可条件・業務実施条件 (V)、金融手段の保存・管理、中央寄託所および金融手段決済引渡システムに関するさまざまな条件 (VI)、規制市場に関するルール・条件 (VII)、金融アナリスト (L. 544-1 条) に関するさまざまなルール・条件 (VIII) を挙げている。

(43) CMF の規則制定権の範囲が限定列举されていた (旧 L. 622-7 条) のに対し、AMF の規則制定権の範囲が例示列举されていること (L. 621-7 条) については、「COB の任務と同じく AMF に属する任務が包括的な規則制定権を伴うためこの相違は容易に理解される」(Thierry Bonneau, *Des nouveautés bancaires et financières issues de la loi n° 2003-706 du 1^{er} août 2003 de sécurité financière*, *JCP* 2003, n° 1470) との指摘がある一方、行政機関の規則制定権は国の規則制定権に対して従属的かつ二次的なものでなければならないとする憲法院の判例を挙げて、「L. 621-7 条はこの二重の制限に従っていない可能性がある」(Yann Paclot, *Quelques remarques sur le pouvoir normatif de l'Autorité des marchés financiers*, *Lexbase hebdo* n° 91 du jeudi 23 octobre 2003, *Édition Lettre Juridique*, n° Lexbase N9160AAI (<http://www.lexbase.fr>)) という指摘もある。

別的に適用される決定（décision）を行うことができるほか、一般規則の解釈を明確にするための訓令（instruction）および勧告（recommandation）を発することができる（L. 621-6条2項）。

(b) 公募の許可

フランスでは、公募のために開示が必要とされる書類については証印（visa）を受けなければならないが、この証印を付与する権限も AMF が有している（L. 621-8条1項）。AMF は、発行者に対してあらゆる説明・証明を求めることができ、発行者がこれに従わない場合には証印の付与を拒否することができる（同条2項）。この点についてはこれまでの COB の権限と変わるところはない。

(c) 監督・調査権

AMF は、その任務を遂行するために、監督（contrôles）および調査（enquêtes）を行う権限を有している（L. 621-9条I第1項）。この監督・調査権はこれまでの COB についても認められていたものであるが、金融安全法によってより明確にされた。

具体的には、公募の対象となる証券について行われる取引についての適正性（régularité）、および、法令（AMF の一般規則を含む）によって一定の規制対象者⁽⁴⁴⁾に課せられている職業上の義務の順守を監視する（同条I第2項・II第1項）。AMF は、規制市場（marché réglementé）⁽⁴⁵⁾の参加者および規制市場において注文を取り次いだ投資サービス提供者（prestataires de services d'investissement）⁽⁴⁶⁾により行われる業務および取引の監督については、市場

(44) 規制対象者は、①投資サービス提供者、②金融手段の保管・管理者（有価証券集合投資機構（OPCVM）の受寄者を含む）、③中央寄託所および金融手段の決済引渡システムの管理者、④規制市場の参加者、⑤市場運営企業、⑥金融手段の清算機構、⑦集合投資機構およびその管理会社、⑧さまざまな財物の仲介者、⑨訪問販売を行なう資格を有する者、⑩金融投資顧問、⑪①～⑦の者以外で金融分析の作成・頒布を行なう者、という全11種類の者であり、これらの者の被用者等も含まれる（L. 621-9条II第1項）。

(45) ユーロッパ連合の各加盟国の管轄機関によって規制市場として宣言され、公的機関または法律が指定する機関が承認した規制の対象となる市場のこと（Sousi-Roubi, *op. cit.* (note 2), p. 161）。フランスの場合、規制市場は、AMF の提案にもとづき経済担当大臣によって決定される（L. 421-1条1項）。

(46) 投資サービスを提供することについて認可を受けた、投資サービス企業および与信機関のこと（L. 531-1条）。

運営企業 (entreprises de marché)⁽⁴⁷⁾ または清算機構 (chambre de compensation) に委任することができる (L. 621-9-2 条 1 項 1 号)。

調査は、AMF の事務局長によって資格を与えられた調査官 (enquêteur) によって行われる (L. 621-9-1 条)。調査官の権限はかなり大きなものであり、その調査のために必要なすべての書類を入手すること、情報を提供する可能性があるすべての者を召喚し、意見聴取すること、および、職業のために使用されているすべての場所に立ち入ることが認められている (L. 621-10 条)。AMF またはその他権限を与えられた者による監督・調査に対しては、職業上の守秘義務をもって対抗することができない (同法典 L. 621-9-3 条)。

(d) 差止命令権・緊急措置請求権

AMF の理事会は、直接、法令に反する行為の差止めを命じることができる⁽⁴⁸⁾。ただし、この差止命令 (injonction) は、違反行為が、①資金提供者の権利を害する性質を有する場合、②市場の運営を阻害する効果を有する場合、③通常市場においては得られない正当化できない利益を利害関係者にもたらす効果を有する場合、④投資者に対する情報提供もしくはその取扱いの平等性または投資者の利益を害する効果を有する場合、⑤職業上の義務に反する仲介行為により発行者・投資者に利益を与える効果を有する場合のいずれかにあてはまる場合でなければならない (L. 621-14 条 I)。

また、AMF の理事長は、法令の規定に従うべき行為について責任を有する者に対して、違法状態を終了させ、またはその効果を取り除くことを命じるように、裁判所に請求することができる。これについては AMF による差止命令のような条件は付けられていない。この請求はパリ大審裁判所所長に対して行なわれ、理由がある場合には急速審理 (référé) によってこれらの措置が命じられる (L. 621-14 条 II)⁽⁴⁹⁾。

(e) 制裁権

(47) ユーロネクスト・パリなどの、金融手段の規制市場の運営を行うことを主たる業務とする商事会社のこと (L. 441-1 条)。

(48) COB も差止命令権を有していたが、その対象は COB の規則に反する行為に限られていた (旧 L. 621-14 条)。

(49) AMF の理事長または事務局長はまた、AMF が嫌疑をかけている者について、その者の財産の係争物管理、職業活動の一時停止、および一定の金銭の供託を、大審裁判所所長に請求することができる。大審裁判所所長は、理由がある場合には急速審理によってこれらの措置を命じることになる (L. 621-13 条 1 項)。

金融安全法は、COB、CMF および CDGF により行われた認可業者に対する懲戒上の制裁 (sanctions disciplinaires) と、COB により行われたすべての者に対する行政上の制裁 (sanctions administratives) を統合するとともに、簡略化と法的安定性の強化を図るためにこの制度を整理している⁽⁵⁰⁾。改正後は、①投資サービス提供者等の規制対象者⁽⁵¹⁾に対する制裁 (L. 621-15条 II 第 a 号)、②その被用者等に対する制裁 (同条 II 第 b 号)、③それら以外の者に対して差止事由に該当する行為をした場合に課す制裁 (同条 II 第 c 号) のいずれについても、同一の手続により審理・決定される。また、3 年を超えてさかのぼる事実について、その期間内に調査、確認または制裁を目的とするいかなる行為も行われていなかった場合には、付託されないことになった (同条 I 第 2 項)。いわば 3 年の時効が認められたことになる。

制裁手続はまず理事会によって開始される。理事会が AMF の調査・監督部局の報告書または他の金融監督機関⁽⁵²⁾の請求を審査し、その後、理事会が制裁手続の開始を決定した場合には、対象者に処分理由 (griefs) が通知される。この処分理由は制裁委員会にも送付され、制裁委員会は、対審手続の後⁽⁵³⁾、対象者に制裁を言い渡すことができる (同条 I)。これまでの COB においては、理事会が調査、訴追の決定、行政上の制裁の言渡しとすべてを行っていたが、ヨーロッパ人権条約⁽⁵⁴⁾の独立性および公平性の要請と両立しないおそれがあったため、金融安全法は制裁機関を理事会から分離するとともに、その制裁機関の委員と理事会の委員との兼任を禁止したわけである⁽⁵⁵⁾。

制裁の種類は多様であり、規制対象者に対する制裁としては、譴責 (avertissement)、戒告 (blâme)、および提供するサービスの全部または一部の実行の一時的または確定的な禁止であり、これに代え、またはこれと同時に 150 万ユーロまたは利益を得た場合にはその利益の 10 倍を超えない額の制裁金を課

(50) Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23).

(51) 前掲注 (44) の①～⑧および⑩である (L. 621-15条 II 第 a 号・b 号)。

(52) 銀行委員会 (CB) の委員長 (フランス銀行総裁) および保険・共済組合・相互扶助機関監督委員会 (CCAMIP) の委員長である。

(53) 制裁委員会の審議は、対象者の 1 人の請求があった場合には公開で行われる (2003 年デクレ 20 条)。

(54) 同条約の 6 条 1 項は、「すべての者は、その訴訟が、独立かつ公平な裁判所により、衡平、公開かつ合理的な期間内に審理されることを求める権利を有する…」と規定する。

(55) Daigre, *op. cit.* (note 10), p. 829 et 830.

することができる(同条Ⅲ第 a 号)⁽⁵⁶⁾。また、それ以外の者については150万ユーロまたは利益の10倍を超えない額の制裁金のみを課することができる(同条Ⅲ第 c 号)。規制対象者およびその被用者等については、制裁金は原則として補償基金(fonds de garantie)に対して支払われ、これがない場合にのみ国庫に支払われることになる(同条Ⅲ第 a 号・b 号)。

このほか、AMF は、インサイダー取引(L. 465-1 条)および相場操縦(L. 465-2 条)について訴追が行われた場合に、刑事裁判所において、私訴原告人(partie civile)⁽⁵⁷⁾としての権利を行使することが認められている(L. 621-16-1 条)。ただし、この権利を制裁権と同時に行使することはできない(同条)。

(4) 会計監査役との関係

これまでも、COB はポートフォリオ運用会社についてはその会計監査役から会社の法令違反等のさまざまな情報の通知を受けることになっていたが(L. 621-23条)、金融安全法は、「計算書類の法定監査の現代化」の一環として、AMF と会計監査役との関係を強化した。具体的には、AMF は、公募者の会計監査役の任命・再任案について報告を受けてこれについての見解を述べること(L. 621-22条 I)、および、公募者の会計監査役に対してその者に関する情報を請求すること(同条 II)ができるようになった。また、会計監査役は、その任務の遂行の際に、適正行為ルールに関する AMF の一般規則に違反する投資サービス提供者の行為・決定等を知った場合には、そのことを AMF に通知しなければならないものとされている(L. 621-24条)。

(56) その額は、COB による行政上の制裁金に合わせられたため、これまでの CMF または CDGF による懲戒上の制裁金(75万ユーロまたは利益の10倍)については金融安全法によって加重されたことになる(Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23))。なお、規制対象者の被用者等については、さらに、職業証明書(carte professionnelle)の一時的または確定的な剥奪という制裁も規定され、制裁金の額は、差止事由に該当する行為をした場合には規制対象者と同様であるが、それ以外の場合には30万ユーロまたは利益の5倍を超えない額である(L. 621-15条Ⅲ第 b 号)。

(57) 一般的には、「犯罪の被害者としての資格において、加害者に対して、犯罪によって生じた損害の賠償を求める訴権が、公訴と同時に同一の裁判所において行使される場合に、その当事者に与えられる呼称」として定義されている(山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002) 419頁)。

(5) 不服申立て

AMF の個別的な決定（制裁処分を含む）に対しては、不服申立てが認められており、これは、規制対象者についてはコンセイユ・デタに対して（2003年デクレ27条Ⅰ）、それ以外の者についてはパリ控訴院に対して（L. 621-30条、2003年デクレ27条Ⅱ）行うものとされている⁽⁵⁸⁾。不服申立期間は、制裁以外の決定についてはその通知または公告から10日間、制裁については2ヶ月間である（2003年デクレ26条1項）。

(6) 罰 則

罰則については、職業上の守秘義務違反について規定が整理されたほか（L. 642-1条）、これまでの「COBの調査人の任務の妨害」という犯罪類型が、「AMFの監督・調査の任務の妨害またはAMFへの不正確な情報の通知」という犯罪類型に拡大された（L. 642-2条）。

4 保険企業・与信機関・投資サービス企業に関する 監督機関の整理・統合

金融安全法第1章第2節では、保険企業（*entreprise d'assurance*）⁽⁵⁹⁾、与信機関（*établissement de crédit*）⁽⁶⁰⁾および投資サービス企業（*entreprise d'*

(58) このように不服申立ての審理機関が分かれていることについて、業者とそれ以外の者が同一の行為に参加した場合に決定の矛盾が生じるリスクがあること、および、業者以外の者についてのみさらなる不服申立ての手段（破毀申立て）を認めている点で不平等であることを理由に、これを批判する見解がある（Daigre, *op. cit.* (note 10), p. 832）。

(59) 国の監督に服し、その法的形態が厳格に規制されている保険者（*assureur*）のことであり（保険法典 L. 310-1条を参照）、フランスにおいては、保険株式会社（*société anonyme d'assurance*）または相互保険会社（*société d'assurance mutuelle*）の形態で設立される（同法典 L. 322-1条）（Yvonne Lambert-Faivre, *Droit des assurances*, 11^e éd., Dalloz, 2001, n^{os} 174 et 175, p. 158）。

(60) 日常の業務として銀行取引を行なう法人のことであり（L. 511-1条）、銀行（*banque*）、共済・協同組合銀行（*banque mutualiste ou coopérative*）、市町村信用金庫（*caisse de crédit municipal*）、金融会社（*société financière*）、特殊金融機関（*institution financière spécialisée*）の5つに分けられる（L.

investissement)⁽⁶¹⁾に関する監督機関が整理・統合され、諮問機関として金融部門諮問委員会 (CCSF) および金融法令諮問委員会 (CCLRF)、認可機関として保険企業委員会 (CEA)、監督機関として保険・共済組合・相互扶助機関監督委員会 (CCAMIP) が新たに創設された。

(1) 金融部門諮問委員会 (CCSF)

近年、銀行、保険および投資サービス企業の各分野における問題点の類似性が大きくなっていることから⁽⁶²⁾、国家与信・証券委員会 (CNCT: Comité national du crédit et du titre) (旧 L. 614-1 条以下)⁽⁶³⁾、諮問委員会 (Comité consultatif) (旧 L. 614-6 条以下)⁽⁶⁴⁾および保険諮問委員会 (Commission consultative de l'assurance) (保険法典 L. 411-6 条)⁽⁶⁵⁾が統合され、これらの機関に属していたすべての権限を有する金融部門諮問委員会 (CCSF: Comité consultatif du secteur financier) が創設された。

CCSF の任務は、与信機関、投資サービス企業および保険企業とそれぞれの顧客との間の関係に関する問題を検討し、とくに意見 (avis) または勧告 (recommandation) という形式により、この分野において適切なすべての措置を提案することである (L. 614-1 条 1 項)。CCSF は、経済担当大臣、顧客を代表する組織および CCSF の委員が所属する職業組織からの諮問を受けるほか、自らその活動を開始することもできる (同条 2 項)。その委員の過半数

511-9 条)。与信機関は、その業務を行なう前に、与信機関・投資サービス企業委員会 (CECEI) の認可を受けなければならない (L. 511-10 条 1 項)。

(61) 日常の業務として投資サービスを提供する、与信機関以外の法人 (L. 531-4 条) のことである。

(62) Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23).

(63) CNCT は、銀行・金融システムの運営状況を、とくにその顧客との関係、および支払手段の管理という点において検討することを任務とする委員会であり、その委員長は経済担当大臣、副委員長はフランス銀行総裁が務めた (旧 L. 614-1 条 1 項, 旧 L. 614-2 条 1 項)。

(64) 諮問委員会は、与信機関とその顧客との関係に関する問題を検討し、この分野において適切なすべての措置を提案することを任務とする委員会であり、銀行・金融についての知見を有する有識者がその委員長を務めた (旧 L. 614-6 条 1 項・3 項)。

(65) 保険諮問委員会は、保険企業とその顧客との関係に関する問題を検討し、この分野において適切なすべての措置を提案することを任務とする委員会であり、有識者がその委員長を務めた (保険法典旧 L. 411-6 条 1 項・4 項)。

は、与信機関、投資サービス企業および保険企業の代表者と顧客の代表者から同数ずつ選ばれる（同条3項）。

（2）金融法令諮問委員会（CCLRF）

CCSFと同じ理由から、法律・規則の制定に関する諮問委員会についても整理・統合が行われ、金融法令諮問委員会（CCLRF: Comité consultatif de la législation et de la réglementation financières）が創設された。これは、これまでの銀行金融規則制定委員会（CRBF: Comité de la réglementation bancaire et financière）（旧 L. 611-1 条以下）と国家保険委員会（CNA: Conseil national des assurance）（保険法典旧 L. 411-1 条以下）が統合されたものである。

CCLRF の任務は、保険分野、銀行分野および投資サービス企業に関する問題を取り扱う法令について意見を述べることである。この意見は、法律案、オールドナンス案、EC 規則案または EC ディレクティブ案については経済担当大臣からの諮問を受けた場合にだけ述べられるが、デクレ案またはオールドナンス案については必ず述べられることになっている（L. 614-2 条 1 項・2 項）。後者について反対意見が述べられた場合には、経済担当大臣は CCLRF の再審議を請求しなければこれらの案を決定することができない（同条 2 項）。これまでの CRBF および CNA では認められていなかった権限である。なお、諮問機関である CCLRF の創設に伴い、CRBF に属していた与信機関に関する規則を制定する権限は経済担当大臣に移された（L. 611-1 条以下）。

（3）保険企業委員会（CEA）

保険企業に対する認可（agrément）はこれまで経済・財政大臣によって行われていたが（保険法典旧 R. 321-1 条）、金融安全法以降は、新たに保険企業委員会（CEA: Comité des entreprises d'assurance）によって行われることになった（同法典 R. 321-1 条）⁽⁶⁶⁾。CEA はこれまでも諮問委員会として存在していたようであるが⁽⁶⁷⁾、後述の CCAMIP に属するものを除き、保険企業（または再保険を行なう企業）に適用される法令に定める個別的な許可または適用除外を認めることを任務とする委員会として法律上その地位が明確にされた（同法典 L. 413-1 条）。CEA は、経済担当大臣のアレテによって任命される委

(66) 本条は、2004年3月12日のデクレ第221号によって改正された。

(67) Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23).

員長と、国庫局長、CCAMIP の委員長、CCAMIP の事務局長、および経済担当大臣のアレテによって 3 年の任期で任命される 8 名の委員⁽⁶⁸⁾から構成される (同法典 L. 413-3 条 1 項)。

(4) 保険・共済組合・相互扶助機関監督委員会 (CCAMIP)

これまで、保険企業の監督については保険監督委員会 (CCA: Commission de contrôle des assurances) (保険法典旧 L. 310-12 条 1 項)、共済組合および相互扶助機関の監督については共済組合・相互扶助機関監督委員会 (CCMIP: Commission de contrôle des mutuelles et institutions de prévoyance) (共済組合法典旧 L. 510-1 条、社会保障法典旧 L. 951-1 条 1 項) によって行われていたが、金融安全法によってこれらの組織が統合され、新たに、保険・共済組合・相互扶助機関監督委員会 (CCAMIP: Commission de contrôle des assurances, des mutuelles et des institutions de prévoyance) が創設された。保険、共済、相互扶助という同種の活動を行う組織についてルールが異なることは不公平であるため、これらの組織の監督機関を統合して法的枠組みを統一したわけである⁽⁶⁹⁾。なお、AMF と同じくこの CCAMIP も法人格を有する独立公的機関とされている (保険法典 L. 310-12 条 1 項)。

CCAMIP の任務は、その名が示すとおり、保険企業、共済組合⁽⁷⁰⁾および相互扶助組織⁽⁷¹⁾の監督を行うことであり (保険法典 L. 310-12 条 1 項、共済組合法典 L. 510-1 条、社会保障法典 L. 951-1 条 1 項)、このために CCAMIP には銀行委員会 (CB: Commission bancaire) と同等の権限が与えられている⁽⁷²⁾。CCAMIP は、デクレによって任命される委員長と、フランス銀行総裁、コンセイユ・デタ評定官 1 名、破毀院裁判官 1 名、会計検査院の主任評定官 1 名、保険・共済組合・相互扶助についての知見を理由として選任される委

(68) コンセイユ・デタの構成員 1 名、破毀院の構成員 1 名、保険企業の代表 2 名、再保険を行なう企業の代表 1 名、保険企業の従業員代表 1 名、保険についての知見を理由として選任される有識者 2 名の計 6 名である。

(69) *Exposé des motifs, op. cit.* (note 23).

(70) 共済組合法典により規律される共済組合 (mutuelle)、協会 (union) および連盟 (fédération) のこと。

(71) 社会保障法典第 4 編第 3 章により規律される機関 (institution)、協会 (union) および団体 (groupement) のこと。

(72) CB と同じく、監督・調査権 (保険法典 L. 310-13 条ないし L. 310-16 条)、制裁権 (同法典 L. 310-18 条, L. 310-18-1 条) などを有している。

員4名の計9名の委員から構成される（保険法典L. 310-12-1条1項）。CBの委員長（フランス銀行総裁）がCCAMIPの委員であり、CCAMIPの委員長がCBの委員であること、さらには両者の合同会議が1年に2回以上開かれること（L. 613-3条2項）によって、銀行部門と保険部門との協力・情報交換等が行われることを予定している⁽⁷³⁾。

（5）銀行委員会（CB）

CBは、与信機関による法令の順守を監督し、その違反行為を制裁することを任務とする委員会であり（L. 613-1条1項）、与信機関の経営状況の審査、財務状態の質の監視、適正行為ルールの順守の監視、預金補償基金の利用の提案・請求（同条2項・3項・4項）のほか、投資サービス提供者等についても、AMFの権限に反しない限りで法令の順守等の監督を行なっている（L. 613-2条）。

金融安全法の施行後もその権限・構成等に大きな変更はないが、CCAMIPの委員に合わせてCBの委員の任期が6年から5年になり再任が1回に制限されるとともに（L. 613-3条1項）、前述した通りCCAMIPとの合同会議についての規定が設けられた（同条2項）。

（6）与信機関・投資サービス企業委員会（CECEI）

与信機関・投資サービス企業委員会（CECEI: Comité des établissements de crédit et des entreprises d'investissement）は、与信機関および投資サービス企業に適用される法令に定める決定を行い、または個別的な許可または適用除外を認めることを任務とする委員会であり（L. 612-1条）、とくに投資サービスの提供についての認可を行っている（L. 532-1条1項）。これまで、与信機関および投資サービス企業は、この認可を請求する前に「活動計画（programme d'activité）」についてCMFの承認を受ける必要があったが（同条旧2項）⁽⁷⁴⁾、第三者のためのポートフォリオの運用（gestion de portefeuille pour le compte de tiers）⁽⁷⁵⁾の場合を除き、この承認手続は廃止された。投資

(73) Exposé des motifs, *op. cit.* (note 23).

(74) 「第三者のためのポートフォリオの運用」については、活動計画の承認および投資サービス提供の認可（その業務を主として行なう場合のみ）はCOBによって行なわれていた（旧L. 532-1条3項）。

(75) 通貨金融法典L. 321-1条1項4号に定める投資サービスの1つであり、個

サービスについての認可権限が、実質的にも CECEI に専属することになったわけである。

5 おわりに

金融安全法により、フランスの金融監督機関は、原則として、投資サービス部門を統括する AMF、銀行部門を統括する CB、保険部門を統括する CCAMIP という形に整理された。これにより、金融監督機関の統合・整理はある程度前進したものの、イギリスの FSA のような、銀行、証券、保険等を統括する単一の規制・監督機関を誕生させるところまでは至っておらず、この点についての批判は多い⁽⁷⁶⁾。金融安全法案の審議中には、AMF に対して、その構成上本質的には金融商品であることを理由に生命保険の契約者に対する情報提供についての権限を与えたり⁽⁷⁷⁾、格付機関 (agences de notation) の業務を規制する権限を与えたりすること⁽⁷⁸⁾も検討されたようであるが、これらの試みは結局失敗に終わっている。しかし、提案理由において「銀行・金融監督機関相互間の協力およびそれらの適切な協定が金融部門の適切な規制に不可欠であること」を強調するとともに⁽⁷⁹⁾、現に銀行部門と保険部門の監督機関相互の交流を促進する規定を設けるなど⁽⁸⁰⁾、なおも包括的・横断的な規

別に行なわれる場合 (運用委託 (mandat de gestion)) と集団的に行われる場合 (有価証券集合投資機構 (OPCVM)) がある (Sousi-Roubi, *op. cit.* (note 2), p. 129)。

(76) 例えば Daigre は、「フランスにおける保険部門、銀行部門および金融市場部門の規制機関の構造は依然として複雑であるが、このことは合理的な理由というよりも、歴史的・政治的な理由に基づくものである。他の国々が大きな金融部門についての単一の監督機関を創設することができただけに、このことは残念である。単一の監督機関によれば、性質上横断的である職務を行ない、コングロマリット現象により適切に対処することができるのである」と述べている (Daigre, *op. cit.* (note 5), p. 62)。

(77) 例えば, Daigre, *op. cit.* (note 10), p. 827.

(78) *Ibid.* ただし, AMF は, 格付機関の役割, その職業倫理規範, その手法の透明性およびその業務が発行者および金融市場に対して与える影響に関する年次報告書を作成するものとされている (L. 544-4 条)。

(79) *Exposé des motifs, op. cit.* (note 23)。

(80) 例えば, 前述の L. 613-3 条 2 項。そのほか, 金融安全法以前より, 銀行部門, 投資サービス部門および保険部門のそれぞれの監督機関の間における情報

制・監督を目指す姿勢を見て取ることもできる⁽⁸¹⁾。

〔付 表〕

A. 金融安全法施行前の監督・規制機関⁽⁸²⁾

	共済組合	保険	与信機関	投資サービス	市場	資産運用
規則制定	社会問題大臣	財務大臣	CRBF	COB CMF		COB
諮問権	CSM	CNA	CNCT			COB
適正行為ルール	CCMIP	CCA		CMF		CDGF
健全性の監督				CB		CDGF
認 可	社会問題大臣	財務大臣	CECEI	CECEI CMF	CECEI	COB

B. 金融安全法施行後の監督・規制機関⁽⁸³⁾

	共済組合	保険	与信機関	投資サービス	市場	資産運用
規則制定	社会問題大臣	財務大臣		AMF		
諮問権	CSM	CCLRF CCSF				
適正行為ルール	CCAMIP			CB		
健全性の監督						
認 可	社会問題大臣	CEA	CECEI			

AMF Autorité des marchés financiers 金融市場機関

交換（L. 631-1 条），これらの監督機関の長で構成される監督機関会議（L. 631-2 条）に関する規定が設けられている。

- (81) 日本においては，1998年の金融システム改革法が成立した際，衆議院・参議院の財政・金融委員会において，「利用者の視点に立った横断的法制について，早急に検討を進めること」という付帯決議がなされたにもかかわらず，いまだにその実現の目途が立っていない。また，銀行，証券および保険に関する監督・規制機関の統合については利益相反を理由にこれに否定的な意見がある。しかし，金融コングロマリットに対する効果的な規制・監督のため，横断的な資本市場法制と監督機関の統合・強化が必要であるという見解も多い（例えば，河村・前掲注（3）56頁）。

- (82) フランス財務省のウェブサイト（<http://www.finances.gouv.fr>）を参照。

- (83) 同上。

CB	Commission bancaire	銀行委員会
CCA	Commission de contrôle des assurances	保険監督委員会
CCAMIP	Commission de contrôle des assurances, des mutuelles et des institutions de prévoyance	保険・共済組合・相互扶助機関監督委員会
CCLRF	Comité consultatif de la législation et de la réglementation financières	金融法令諮問委員会
CCSF	Comité consultatif du secteur financier	金融部門諮問委員会
CCMIP	Commission de contrôle des mutuelles et institutions de prévoyance	共済組合・相互扶助機関監督委員会
CDGF	Conseil de discipline de la gestion financière	金融運用業懲戒委員会
CEA	Comité des entreprises d'assurance	保険企業委員会
CECEI	Comité des établissements de crédit et des entreprises d'investissement	与信機関・投資サービス企業委員会
CMF	Conseil des marchés financiers	金融市場評議会
CNA	Conseil national des assurance	国家保険委員会
CNCT	Comité national du crédit et du titre	国家与信・証券委員会
COB	Commission des opérations de bourse	証券取引委員会
CRBF	Comité de la réglementation bancaire et financière	銀行金融規則制定委員会
CSM	Conseil supérieur de la mutualité	共済組合高等評議会

付記

本稿は、2002年度早稲田大学特定課題研究助成費（共同研究）（2002B-002）による研究成果の一部である。